

## 常勤役員の報酬並びに役員等の費用 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第4章第17条並びに第6章第35条に基づき、有給とする常勤役員の報酬並びに役員及び評議員の費用について必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、理事のうち本連盟を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 役員等の報酬は、以下のとおりとする。

(1) 常勤役員に支給する本給

(2) 評議員及び非常勤役員に支給する日当

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(旅費交通費)

第4条 役員等が遠隔地から諸会議に出席するため及び職務執行に従事するため特別に経費を要する場合には、旅費規程に定めるところにより費用を支給することができる。

(報酬額の決定基準)

第5条 有給とする常勤役員の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づき、理事会で決定するものとする。

2 評議員及び非常勤役員が諸会議に出席したとき及び職務執行に従事したときは別表2に基づき、日当を支給する。

(通勤手当)

第6条 有給とする常勤役員に通勤手当を支給する場合、職員給与規程第8条を準用する。

(報酬の支給)

第7条 常勤役員の報酬は、その年額を12ヶ月に均等分割して支給するものとし、その支給日は、事務局職員給与規程第7条の規定を準用する。ただし、年度途中から支給する場合、その年度は残り月数で均等分割して支給するものとする。また、1ヶ月に満たない端数の日数がある場合、16日未満は切り捨てることとし、16日以上は1ヶ月とする。

(退職手当)

第8条 役員等に対する退職手当は支給しないものとする。ただし、常勤役員が事務局長を兼務する場合については別表3のとおりとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

別表1 常勤役員の報酬額の基準

対象	報酬	
	月額	年額
60歳以下	600,000 円	7,200,000 円
61歳以上65歳以下	500,000 円	6,000,000 円
66歳以上70歳以下	400,000 円	4,800,000 円

※対象は記載の年齢に達した翌年度から適用する。

※勤務日数に変更がある場合、以下のとおりとする。

週 3 日勤務とする場合は上記報酬額に対し「60/100」とし、週 2 日勤務とする場合は「40/100」とする。

別表2 評議員及び非常勤役員の日当

対象	日額
評議員	2,000 円
業務執行理事	2,000 円
その他の役員	2,000 円

別表3 事務局長を兼務する常勤役員の退職手当

常勤役員として事務局長を兼務した年数に40万円を乗じた額とする。ただし、年数に1年未満の端数がある場合、6ヶ月未満は切り捨て、6カ月以上は1年とする。